

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 30 年 5 月 25 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1701258 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1800039 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 12 年 3 月 23 日から平成 13 年 8 月 1 日まで

平成 12 年 3 月に A 社から B 社へ派遣され、同社が請け負っていた C 社の D 業務を行っていた。平成 12 年 3 月から平成 14 年 3 月までは同じ仕事をしており、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなのに、請求期間の厚生年金保険の記録が漏れている。雇用保険の加入履歴を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された雇用保険の加入記録によると、請求者は請求期間において、A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 社の事業継承会社である E 社は、請求期間当時の資料が残っていない旨回答しており、請求者も請求期間当時に給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料等を保有していないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 社が加入していた F 健康保険組合の回答によると、同組合における請求者の加入記録は、資格取得年月日が平成 13 年 8 月 1 日、同喪失年月日が平成 14 年 4 月 1 日となっており、請求者に係る厚生年金保険のオンライン記録の被保険者資格得喪年月日と一致している。

さらに、オンライン記録により、請求者は請求期間のうち平成 12 年 4 月から 13 年 7 月までの期間において、国民年金の被保険者として国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。